

平成29年2月27日開催

新庄市農業委員会第33回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成29年2月）議事録

1. 開催日時 平成29年2月27日（月）10時00分
2. 開催場所 新庄市議会議場
3. 出席委員（17名）

1番	星川	豊	3番	高橋	和彦
4番	樋口	彦弥	5番	高橋	敏行
7番	伊藤	忠男	8番	今田	則雄
9番	畠腹	銀蔵	10番	佐藤	義一
11番	小嶋	忠昭	13番	佐藤	喜代志
14番	浅沼	玲子	15番	井上	茂雄
16番	吉野	昭男	17番	星川	勇吉
18番	清水	哲夫	19番	笹	行也
20番	三原	常男			

4. 欠席した委員（4名）

2番 高橋 眞
12番 柏倉 嘉門

6番 海藤 芳正
21番 齋藤 謙二

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第148号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第149号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第150号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第151号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 6 議案第152号 農用地利用集積計画について
日程第 7 報告第77号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 8 報告第78号 農業振興地域整備計画の変更について
日程第 9 報告第79号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

6. 出席した事務局職員

局長 荒澤 精也 総務主査 鏡 彰広
主事 渡部 瑞姫 主事 鈴木 啓太

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成28年度新庄市農業委員会第33回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は17名でございます。選挙による委員の出席は13名、欠席通告者は、2番の高橋眞委員、6番の海藤芳正委員、12番の柏倉嘉門委員、21番の齋藤謙二委員の4名でございます。従いまして、在任する選挙による委員の出席数が過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第33回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を

慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に13番の佐藤喜代志委員と16番の吉野昭男委員のご両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第148号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第148号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区1番までの12件につきまして、議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまのご提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。まずは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第148号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番について調査報告をいたします。20日調査いたしました。事由は詳細のとおり、問題ございませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○19番

新庄地区2番につきまして、同じく19日調査いたしました。賃貸借権設定の新規という事で、単価的にも双方合意しており問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区3番につきまして、18日調査しました。この農地は△△さんの隣接する農地にある畑で、対価的にも双方合意しており問題ありませんでしたので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の4番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄4番について、2月19日調査いたしました。農地法第18条第6項関連でも出ますが、小作契約を解除し売買契約に至ったとのことで問題ありませんでしたので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の5番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区5番について、2月20日調査いたしました。事由は詳細のとおり、贈与による所有権移転でありますので、問題ありませんでしたのでよろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区1番につきまして、2月17日調査いたしました。△△さんと△△さんは同一世帯で問題ありませんでしたので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の2番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区2番について、2月20日調査いたしました。△△さんと△△さんは同一世帯の親子関係です。経営移譲年金受給のための使用貸借権の再設定ですので、問題ありませんでしたので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の3番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区3番につきまして、同じく20日に調査いたしました。2番と同じく△△さんと△△さんも同一世帯の親子関係で、経営移譲年金受給のための使用貸借権の再設定ですので、問題ありませんでしたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の4番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区4番について、2月20日に調査いたしました。△△さんと△△さんは新規の賃貸借権の設定ですが、農地法第18条第6項関連であり、問題ありませんでしたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の5番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区5番につきまして、2月20日に調査いたしました。問題ありませんでしたので、よろしく願いいたします。なお、農地法第18条第6項関連です。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区1番につきまして、19日に調査確認いたしました。なんら問題ありませんでしたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○7番

八向地区1番について、2月19日に調査した結果を報告いたします。小作料はお互い合意の上での金額で、なんら問題ないと判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第148号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第148号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案149号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第149号農地法第4条の規定による許可申請について、稲舟地区1件、ございます。議案書に基づき、ご説明いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまのご提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。

○16番

議案第149号農地法第4条の規定による許可申請について、稲舟地区1番につきまして、2月17日に調査しました。事務局のご説明のとおり問題ありませんでしたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第149号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第149号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第150号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第150号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区2件、萩野地区2件でございます。議案書に基づき、ご説明いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、4件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまのご提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。まずは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○5番

議案第150号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番につきまして、20日に調査いたしました。ただいまの事務局の説明のとおり、間違いありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

3番

新庄地区2番につきまして、2月18日現地確認いたしました。代理人である行政書士に聞き取り調査いたしました。なんら問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区1番につきまして、20日に調査いたしました。この農地は△△さんの家の側

にありまして、その農地を息子さんの会社に貸すということです。問題ありませんでしたので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区2番につきまして、19日に調査いたしました。なんら問題ありませんでしたので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第150号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第150号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第151号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第151号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番から八向地区1番までの7件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、7件について、審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。まず、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○19番

議案第151号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番につきまして報告いたします。2月19日に調査いたしました。先ほど農地法第3条で申し上げたとおり、問題ないと判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区2番について、2月19日に調査いたしました。農地法第3条関連で可決された案件でございます。問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区3番について、19日に調査いたしました。ただいま事務局からの説明にあったとおり問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区1番について、2月20日調査した結果、農地法第3条関連の合意解約で問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の2番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区2番につきまして、2月20日調査しました。農地法第3条関連の合意解約で、問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の3番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区3番につきまして、2月20日調査いたしました。集積計画関連、八向地区関

連でありまして、問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○7番

八向地区1番に関しまして、2月19日調査いたしました。この農地は集積計画関連の農地でありまして、そのための合意解約でなんら問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第151号農地法第18条第6項の規定による通知について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第151号農地法第18条第6項の規定による通知については原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に、日程第6、議案第152号農用地利用集積計画についてを上程いたします。関係委員は本日欠席ですので、このまま継続いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第152号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区3番まで、19件ございます。議案書に基づき朗読し、ご提案申しあげます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、19件につきましてご提案申しあげます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった賃借権等の設定16件、所有権移転3件について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第152号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第152号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第7、報告第77号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第77号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区3番までの5件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上5件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第77号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第77号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第8、報告第78号農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第78号農業振興地域整備計画の変更について、新庄地区1件ございます。議案書

に基づきまして、ご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上1件につきましてご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第78号農業振興地域整備計画の変更について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第78号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第9、報告第79号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第79号地目変更登記に係る法務局からの照会について、八向地区1件ございます。議案書に基づき、ご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、1件につきましてご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第79号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第79号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして、新庄市農業委員会第33回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成29年2月27日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 佐藤 喜代志

議事録署名委員 吉野 昭男